

## 手数料等につきまして

日産カード会員規約等に記載の文面にて定める手数料等を補足いたします。

### 補足一覧表

規約書名	該当条項	補足内容
------	------	------

カードの年会費につきまして		
日産カード会員規約	(カードの年会費) 第6条 2. 本人会員は、当社に対し <u>所定の年会費</u> を支払います。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知します。	所定の年会費 <b>1,375 円</b> (消費税込)
NISMO CARD 特約	(NMC 年会費) 第5条 NISMO CARD“Club NISMO”の本人会員は、会員規約に定める年会費の他、 <u>NMC 所定の年会費</u> （以下「NMC 年会費」という。）をNMCに支払います。なお、NMC 年会費は、NMC が集金代行を委託する当社に対して支払うものとし、支払方法についてはカード利用代金の支払方法と同様とします。	NMC 所定の年会費 <b>3,300 円</b> (消費税込)
日産カードETCカード特約	(ETC カードの年会費) 第8条 1. 本人会員等は、当社に対し指定カードの年会費とは別に <u>ETCカードの年会費</u> を支払うものとし、ETCカードの年会費の支払方法は、ETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。	ETC カードの年会費 <b>0 円</b>

カードの再発行につきまして		
日産カード会員規約	(カードの盗難等) 第15条 3. カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難等の場合で、会員が所定の手続をとり、かつ当社が適当と認めた場合に行います。この場合、 <u>当社所定の手数料</u> を申し受けます。その支払方法は、第9条のカード利用代金の支払方法と同様とします。	当社所定の手数料 <b>1,100 円</b> (消費税込)

日産カード E T C カード特約	<p>(ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)</p> <p>第 7 条 2.</p> <p>当社は、当社が適当と認めた場合に E T C カードを再発行します。その場合、本人会員等は、<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。</p>	<p>当社所定の手数料</p> <p><b>550 円</b></p> <p>(消費税込)</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして		
日産カード会員規約	<p>(代金決済)</p> <p>第 9 条 2.</p> <p>本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として <u>所定の手数料率</u> を加算したレートを適用するものとします。</p>	<p>所定の手数料率</p> <p><b>2.20%</b></p> <p>(消費税込)</p>